# (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる「中間のまとめ」に対する パブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について

## 1.パブリック・コメントの実施概要

## (1)意見募集期間

平成21年9月18日(金)から平成21年10月26日(月)まで

- (2) 意見募集の周知・公表方法
  - 1)パブリック・コメントの周知 区のお知らせ、区ホームページ
  - 2)公表資料の閲覧 区民情報コーナー(区役所1階)区民活動推進課(区役所5階)区ホームページ
- (3)意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

(4)意見募集の結果

パブリック・コメント意見者数 1 名(意見数 7 件)

## 2. 寄せられたご意見の概要及び意見に対する検討委員会の考え方

(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
1	協治(ガバナンス)の実現を希望し賛成す	検討委員会としても、当条例を通じ、協治(ガ
	<b>ప</b> 。	バナンス)の推進・実現が図られることを希
		望しています。

協治(ガバナンス)の担い手が果たすべき責任と役割について

### 区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方	
2	6月5日の検討委員会に際し、デニス・ガ	検討委員会では、条例づくりにおける区民参	
	ボールを引用され、成熟社会について「経	加のプロセスを重視してきました。これま	
	済成長はあきらめても、生活の質の向上を	で、区民懇談会や区民フォーラムの開催など	
	あきらめない(人々が生活している社会)」	を通じ、区民の皆さんから多様なご意見を頂	
	との発言があったが、そのような社会に住	く中で、区職員の意識変革はもちろんのこ	
	む人達にはきっと高いインテリジェンシー	と、区民の皆さんの自治意識の高揚・公益活	
	が備わっていると思われる。この条例は区	動の重要性を認識しています。今後も、条例	
	職員の意識改革を前提にしなければならな	の策定・制定・運用を通して、協治(ガバナ	
	いが、受け手の区民住民の側の相応する資	ンス)の考え方を広く普及啓発するととも	
	質にどれだけ期待が出来るのだろうか?	に、区民等と区が共有すべき協働の考え方を	

「民主主義とは何か?」という質問に答え られる区民住民が墨田区にどれだけいる か。法令等の策定に当たって、その受け手 である市民の有様を見据えた検討が必要な 時代を迎えているのではないだろうか?ス ローガンとかアドバルーンとしての条例づ くりであれば行政の面子繕いでしかない。 条例の受け手である区民住民の資質を委員 会で討議する必要がある。

整理して、より多くの区民の皆さんに、協治 (ガバナンス)や協働の考え方を十分に理解 いただき、積極的にまちづくりの活動や区政 に参加いただけるよう、その機会を広げてい くことが重要であると考えています。

#### 区議会及び区長その他の執行機関

# 区民の意見・提案趣旨 No 3 骨子案と比較し、中間のまとめにおいても議 会の役割についての現実的で具体的な記載 は認められない。中間のまとめ P20(2) 区議会及び区長その他の執行機関の中で、 「区議会は区政の重要事項に関する意思決 定、政策の立案、執行機関の監視などの権限 を持ちます。」とある。区民・住民の中でど こに権限があるかをはっきりさせた記述で あるが、議会はこのガバナンス条例で、今後、 議会がどのようにこの条例にかかわってい くかを考え出していかなくてはならないだ ろう。本来、行政と議会こそがパートナーシ ップを持って区民住民の幸せと安寧な日常 を具現化するのではないのか?議会はこの ガバナンス条例をどのように考えているの か?どのような役割を果たそうとしている のか?

# 意見・提案に対する検討委員会の考え方

区議会及び区長その他の執行機関は、区民 等に最も身近な政府として、適正かつ公正 に自主・自立の区政運営を行う役割を担う とともに、協治(ガバナンス)の担い手と して区民等とともにまちづくりを行うこと としています。特に、区議会は、区政の重 要事項に関する意思決定、政策の立案、執 行機関の監視などの権限を持つだけでな く、区民等の意見を適切に区政に反映する とともに、議会活動について区民等との情 報の共有を図り、開かれた議会運営に努め ることで、自らも協治(ガバナンス)の推 進の一端を担います。なお、協治(ガバナ ンス)の推進の基本原則である情報の共有、 参加、協働については、区長その他の執行 機関だけではなく、区議会もその役割を果 たしながら、一体となって推進していくも のです。今後の区議会における条例の審議 やその後の議論の中で、区議会としてどの ようにこの条例を運用するのかも含め、検 討されることとなると考えられます。

区民住民の意見・希望から施策が策定され、 実行、実施される10年計画(基本計画)の 中で、これまでおざなりにされてきた評価に ついて明解に表明されたことは賞賛に値す る。そのような中、行政運営への評価が重要 であり、行政の実施評価を行政自身がするの は大変不自然であるから、自主・自発的に議 会が手を上げるべきである。また評価は定期 ではなく、議会内に常設し、かつ区民住民の 代表も参加する事になれば、まさにガバナン スの本意そのものと言えるだろうし、この事 によって議会制民主主義のもとにおけるガ バナンス条例の施行となり、法理的な説明は 昇華されることになる。もし議会が区民住民 の後見役となれば、行政と区民住民の間の関 係調整の立場となり、区民住民の代表である 議会こそがガバナンスを主導することにな るだろう。

#### 協働

## No 区民の意見・提案趣旨 5 この条例の最大の欠陥、欠損部分は現場で の行政職員と区民、住民、ボランティア等 の地位の問題である。区民は行政と同様の 権限を持ち得ないので、そもそも形式的に は行政と区民、住民は対等である事になる かもしれないが、現実的にはありえない事 である。(仮称)墨田区協治(ガバナンス) 推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子 案p20(3)協働の推進(協働)のとお りならば問題はないが、行政施策の実施時 に裏付となる法令などに精通する行政職員 と区民住民が協働する場合、常に職員の指 示指導で協働するとなれば行政が主になり 区民住民は従となり、行政と区民は対等に ならない。行政と対等な区民住民はイエス マンのみがイコールパートナーたりえる。

## 意見・提案に対する検討委員会の考え方

墨田区では、下町文化の息づく中、町会や ボランティア団体による地域に密着したま ちづくりの活動が古くから活発であり、区民 等自らが主体的にまちづくりの課題解決に あたってきました。ボランティアであって も、その利用者に対する責任感や専門技術を 向上する努力を続ける中、区と協力や連携の 実践を積み重ねています。ご意見のとおり、 執行機関が独自にもつ権限の行使を区民等 と役割分担することは困難であると考えら れます。しかし、協働の推進において、区民 等に求められるのは行政と同様・同等の役割 ではなく、地域に暮らす区民等としての視点 や行動力です。そのような中、協働に適する 事業等にあっては、互いの立場や得意分野を 生かして、上下主従の関係ではなく、相互に ボランティアとは大変耳障りの良い言葉だが、一皮むけば無責任な人間達と見る事になり、そんな人間達と対等な関係など考えられないという区職員側からの声が出て当然だ。

意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ 目標に向かって協力関係を構築できるもの と考えています。今後、この条例を具体的に 運用するために、協働に適する分野や区民等 と区との役割分担、区民等と区との対等な関 係のあり方など、区における協働の考え方や 協働の進め方を整理する必要があり、それら を定めた「協働推進指針」の作成を提案して います。

6 法人・事業者との連携については、パートナーとして組しやすく、ガバナンス上の問題は少ないだろう。適切な利益を見たうえでの有料サービスは普通に理解される時代になってきており、介護サービスですでに経験済みだと思う、ただし、高額化についてはやはり区民住民の代表である議会が適切な判断を下していくべきだと思う。

ご指摘のとおり、公共サービスの提供に際し、区が法人・事業者と連携する場合にあっては、議会はもとより、その質を確保するためにも適切な公共関与が必要であると考えています。

### その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
7	最近、近隣区で多文化共生条例の制定が足	墨田区内で生活する外国人は、全人口の約
	踏み状態に入った事に注目している。その	4%であり、今後も在住外国人の増加が予想
	区の現況が日本の現実的実際であるなら	される中、外国人がより身近な存在となって
	ば、多言語多文化共生にははっきり赤のラ	いる一方、日本の生活になじめない外国人も
	ンプがついているといえる。多文化共生は	数多く存在しています。このような問題を解
	世界中でうまくいっていない中、果たして	決するため、墨田区では、外国人にとっても
	日本型の多文化共生において問題はおきな	暮らしやすく、世界の人々と交流できる地域
	いと国は何を根拠に言うのだろうか?	社会をつくるため、区民等と区との協働によ
		り、多文化共生社会の実現をめざして取り組
		んでいます。